

令和7年（2025年）5月公表分

【業務上のミス等：12件】

書類等の誤交付・誤送付・誤送信	2件
書類等の誤記載	1件
誤払い・誤振込	1件
誤請求・誤徴収	1件
処理の誤り	5件
処理の遅延	2件

（1）書類等の誤交付・誤送付・誤送信

	概要	担当
1	<p>（概要） 標識交付申請者に対して「小型特殊標識」を交付すべきところ、誤って「原動機付自転車（ミニカー）標識」を交付してしまったもの</p> <p>（原因） 確認不足・認識不足</p> <p>（対策） 班全員で研修を実施し標識種別の認識の統一を図るとともに、標識保管箱内の管理方法を見直し、交付種別を明記のうえ色分けによる分類を行い視認性を高めることで、誤交付を防止します。</p>	<p>河内まちづくりセンター 河内総合出張所 電話 096-276-1111</p>
2	<p>（概要） あんま・はり・きゅう申請受付票の別施術所への誤送付 <件数 1件></p> <p>（原因） 確認不足、処理手順の不備</p> <p>（対策） マニュアルに不足していた処理手順を追加し担当者への研修を実施するとともに、同様に申請受付票の送付業務を行う各区役所へも周知します。</p>	<p>国保年金課 電話 096-328-2290</p>

（2）書類等の誤記載

	概要	担当
1	<p>（概要） 業務委託契約において、非課税項目も課税対象として含めた税込金額を契約書へ記載し、契約を締結したもの</p> <p>（原因） 確認不足、認識不足</p> <p>（対策） 国税庁が提供している資料を課内へ周知し非課税に係る知識を深めるとともに、契約事務に係る照査を契約事務チェックシート等を用いて担当者及び決裁ラインにおいて確実にを行います。</p>	<p>交通局運行管理課 上熊本車両工場 電話 096-352-9826</p>

（3）誤払い・誤振込

	概要	担当
1	<p>（概要） 自転車用ヘルメット購入補助金の二重払い <対象者 6名 過大支給額 11,901円></p> <p>（原因） 確認不足、処理手順の不備</p> <p>（対策） チェックリストを作成し、既に支給対象とした者と申請者との突合処理を確実にを行うことで、二重払いを防止します。</p>	<p>地域交通支援課 電話 096-328-2259</p>

(4) 誤請求・誤徴収

	概要	担当
1	<p>(概要) 市電オリジナルグッズ販売時の代金誤徴収 <件数 1件 過大徴収額 440円></p> <p>(原因) 処理手順の不備、処理手順の不徹底</p> <p>(対策) レジ入力及び出入金の複数人での対応を再徹底するとともに、お客様に対しても購入明細を説明することで再発を防止します。</p>	<p>交通局総務課 電話 096-361-5211</p>

(5) 処理の誤り

	概要	担当
1	<p>(概要) 熊本市くまもと工芸会館条例施行規則に規定しないまま、DVDプレーヤーを同館の付属設備の利用料金の項目として承認し、利用料金を徴収していたもの <件数 4件 徴収額計 3,200円> ※令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)</p> <p>(原因) 処理手順の不徹底、確認不足</p> <p>(対策) 指定管理者制度運用マニュアルを正確に理解するよう課内研修を行うとともに、利用料金承認の際は、利用料金申請書と規則との照合を確実に実施します。</p>	<p>文化政策課 電話 096-328-2039</p>
2	<p>(概要) 上下水道局ホームページの「お問い合わせフォーム」へ入力のあった内容が上下水道局に届かない不具合が発生したもの <不具合発生期間 令和7年(2025年)3月30日～4月4日 アクセス件数 3件></p> <p>(原因) サーバー移設後の動作確認不足</p> <p>(対策) サーバー移設業務の完了検査時においては委託業者とともに動作確認を必ず行うとともに、今回の事案を引継書に記載し確実に引き継ぐことで、再発を防止します。</p>	<p>上下水道局経営企画課 電話 096-381-4330</p>
3	<p>(概要) 令和6年度に行った設計業務委託に係る源泉所得税の徴収漏れが判明し、支払遅延に伴う不納付加算税の支払義務が発生したもの <不納付加算税額 13,000円></p> <p>(原因) 職員の知識不足、確認不足</p> <p>(対策) 相手方が個人事業主の場合は支払伝票起票時に会計システム上で源泉徴収の要否の確認を促すメッセージが表示されるよう設定を行うとともに、業務委託料の支払いの際は必ずチェックリストを添付し、担当者及び決裁ラインにおいて確実に確認します。</p>	<p>交通局運行管理課 電話 096-361-5241</p>
4	<p>(概要) 設計業務委託の公告期間中において、設計書の内容の誤り(過小積算)が判明したため、入札を中止したもの</p> <p>(原因) 確認不足</p> <p>(対策) 設計書作成時には積算根拠を確実に確認するとともに、発注時チェックリストに直接経費の計上に係る項目を追加し課内運用します。</p>	<p>上下水道局下水道整備課 電話 096-381-6116</p>
5	<p>(概要) 療養介護医療受給者証の交付に係る事務手続きの誤認により、本来交付すべき対象者へ受給者証の交付がされなかったもの <対象件数 1件></p> <p>(原因) 認識不足、確認不足</p> <p>(対策) 事務手続きを課内で再共有するとともに、決裁内容と出力物の読み合わせにおいては、すべての項目について確認することを徹底します。</p>	<p>東区役所福祉課 電話 096-367-9177</p>

(6) 処理の遅延

	概要	担当
1	<p>(概要) 給食費の還付処理漏れによる還付金の支払遅延 <件数 1件 支払遅延額 4,800円></p> <p>(原因) 処理手順の不備</p> <p>(対策) これまで還付金の振込日直後に行っていた返信用封筒内に還付請求書が残っていないかどうかの最終確認を、振込の1週間前に実施するよう変更することで再発を防止します。</p>	<p>教育委員会事務局 健康教育課 電話 096-328-2728</p>
2	<p>(概要) マイナンバーカードの特急発行申請受理後に必要なシステムへの入力処理が漏れていたことにより、カードの特急発行が遅延したもの <対象者 3名></p> <p>(原因) 処理手順の不備</p> <p>(対策) 特急発行事務に係るマニュアルを作成するとともに、入力確認に漏れのないよう申請書中に3名のサイン欄を追加することで再発を防止します。</p>	<p>南区役所区民課 電話 096-357-4126</p>